

令和2年度 第二回大山崎町入札監視委員会 会議概要

- 日 程 : 令和3年 3月29日(水) 委員へ審議依頼
 令和3年 3月29日(水)～令和3年 4月12日(月) 審議・質問
 令和3年 4月12日(月) 委員へ回答
- 場 所 : 書面開催
- 出席者 : 委員＝宇野委員、荻野委員、岸委員
 事務局＝武田総務課長、宮田管財係リーダー、堀主事
 発注担当課＝浅田政策総務課担当課長
 堀井学校教育課参与
 阪口地域整備係リーダー
 西川上水道係リーダー
 林児童福祉係リーダー

《会議の概要》

1. 開会

令和3年3月29日付で委員3名へ開催通知及び関係書類の送付

2. 送付書類について

(1) 令和2年度第二回大山崎町入札監視委員会 発注工事一覧表

(対象期間：令和2年5月1日～令和2年10月31日の期間に契約した工事)

- ・工事希望型指名競争入札により契約した案件は14件
- ・随意契約（予定価格が130万円を超えるもの）により契約した案件は2件

(2) 抽出事案説明書及び入札結果

(3) 指名停止業者一覧表（前回会議以降の指名停止状況）

- ・前回会議以降の指名停止状況として三者に指名停止措置がとられた

(4) 大山崎町入札監視委員会 委員名簿

(5) 令和2年度第二回大山崎町入札監視委員会 回答様式

3. 抽出事案の審議について

(1) 審議案件

- ①未就学児交通安全施設整備（舗装）工事
- ②大山崎中学校蓄電池整備工事
- ③大山崎町立第2保育所防水改修工事
- ④円明寺が丘団地西側溝改修その7工事
- ⑤谷田南加圧ポンプ室改修工事に伴う配水管布設替工事
- ⑥第二大山崎小学校正門出入口通路・階段修繕工事

(2) 審議経過について

【主な質疑応答】

①未就学児交通安全施設整備（舗装）工事（発注担当課：建設課）

（委員）入札を行ったすべての業者の価格が、最低制限価格に一致しています。

最低制限価格は、「大山崎町建設工事等競争入札に係る予定価格及び最低制限価格の別に定める算定方法の運用基準の規程」に定める、「一般土木工事」の算定式に基づき算出したのでしょうか。

また、予定価格（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）は、国などが定める基準などに基づき、各業者の方でも算出可能なのでしょうか。一般的傾向としまして、舗装工事の場合に、くじによる落札者決定となる傾向がある様に見受けられますが、何か理由はございますでしょうか。

（事務局）最低制限価格の算出についてはお見込みのとおりです。

予定価格についても、積算基準並びに公表単価がございますので、予備知識のある業者は算出できるものと考えます。

舗装工事は、工種が少なく毎回同じ工種に限られる傾向にありますので、設計金額の予測が立てやすいのではと考えます。

(委員) 入札者15社が入札最低制限価格での入札となっていますが、これは対象工事が舗装工事である為、入札者が最低制限価格を予想しやすかったということでしょうか。また、入札価格の設定に問題はなかったのでしょうか。

(事務局) 予定価格並びに最低制限価格共に、算出基準が公表されておりますので、特殊でない工事の場合は組み合わせで金額が算出できるものと考えます。
予定価格は、原課において積算された設計価格100%で設定しておりますことから、問題はないものと考えます。

②大山崎中学校蓄電池整備工事（発注担当課：政策総務課）

(委員) 株洛南エンジニアリングが失格になった理由はどのようなものでしょうか。

(事務局) 開札の立会いを欠席されたことによるものです。

③大山崎町立第2保育所防水改修工事（発注担当課：福祉課）

(委員) 他の「工事希望型指名競争入札」の案件とは異なり、京都府内（市内）業者には入札参加資格が与えられていないようですが、この金額規模の建築一式工事は、町内及び乙訓二市内業者に限定しても、問題ないのでしょうか。入札参加業者が2者に留まっておりますので、念のためにお尋ねいたします。

(事務局) 「大山崎町競争入札工事参加業者選定基準及び運用基準」に基づき、建築一式工事において予定価格6,000万円未満は地域要件を乙訓地域に限定しております。

④円明寺が丘団地西側溝改修その7工事（発注担当課：建設課）

(委員) 入札者のうち6社が同じ価格での入札となっていますが、これは業者が同じソフトを用いていることによるものでしょうか。それとも他の理由が考えられるのでしょうか。

(事務局) 予定価格並びに最低制限価格共に、算出基準が公表されておりますので、特殊でない工事の場合は組み合わせで金額が算出できるものと考えます。
参加業者が使用されているソフトは存じ上げておりません。

⑤谷田南加圧ポンプ室改修工事に伴う配水管布設替工事（発注担当課：上下水道課課）

質疑なし。

⑥第二大山崎小学校正門出入口通路・階段修繕工事（発注担当課：学校教育課課）

（委員）工事としての緊急性は理解でき、随意契約とすることには問題は無いかと思
います。そのうえで、受注者がカミノ建設株式会社となった経緯をご説明い
ただけませんか。

（事務局）3社から見積徴収のうえ、最も価格が低い金額を呈した業者に施工を依頼し
たものです。

（委員）緊急に修繕する必要があったため随意契約とされたとのことですが、工事個
所は経年劣化によるものとのことですので、事前に工事が必要との予測はで
きなかったのでしょうか。
また、発注者をカミノ建設株式会社とされた理由はどのようなものでしょう
か。

（事務局）経年劣化が原因であり、修繕の必要性も認識はしていましたが、当該箇所（通
路底部分の落下や階段勾配部分の水たまりの発生など）に差し迫った危険性
があると伝えられたのが新型コロナ感染症対策の一斉休校期間であったた
め、短期間で危険因子を除去するよう夏休み期間に集中的に工事を実施した
ものです。

3社から見積徴収のうえ、最も価格が低い金額を呈した業者に施工を依頼し
ました。

4. 閉 会